平成25年10月29日午後1時25分 705号法廷

平成23年(行ウ)第609号 行政処分取消請求事件(第1事件)

平成24年(行ウ)第722号 行政処分取消請求事件(第2事件)

原告 薬害オンブズパースン会議, 被告 国(処分行政庁 厚生労働大臣) 裁判長裁判官 谷口豊,裁判官 竹林俊憲,裁判官 貝阿彌亮

第1 主文

原告の請求をいずれも棄却する。

第2 請求及び事案の概要

イレッサを服用した患者及びその遺族らが、イレッサの副作用に関し、国及びアストラゼネカ株式会社に対して損害賠償等を請求したいわゆるイレッサ訴訟において、平成23年1月7日、大阪地裁及び東京地裁は、和解勧告を行ったが、回答期限までの間、複数の学会等が、国が和解勧告を受け入れることについて消極的な見解等を公表し、国は、和解勧告は受け入れられない旨回答した。その後、学会等による見解等の公表について厚生労働省が事前に声明文案を提供した旨の報道がされ、厚生労働大臣は、国会において、事実関係を調査したい旨答弁し、厚生労働省内に、「イレッサ訴訟問題検証チーム」(検証チーム)が設置された。検証チームは、厚生労働省及び学会関係者から事情を聴取するなどして調査を行い、調査報告書(本件調査報告書)を作成して公表した。本件調査報告書は、厚生労働省職員が声明文案を提供して見解の表明を要請した事実を認定し、声明文案を提供したことについては、公務員としては行き過ぎた行為であり、職務の執行の観点から不適正であったと結論付けた。そして、厚生労働省は、関係職員に対して訓告等の措置を執った。

なお、検証チームの主査であった小林正夫政務官(当時)は、本件調査報告書の提出後、国会において、回答記録や関係資料を開示しない理由を問われ、「公表を前提とせず任意で協力をいただいたものである。」旨答弁した。

2 本件は、原告が、本件調査報告書の妥当性を判断するためには、調査過程及

び内容が全面的に明らかにされる必要があると主張して,厚生労働大臣に対し, 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(情報公開法)に基づき,本件調 査報告書に関連する行政文書である,①厚生労働省及び学会関係者からの聴取 の回答記録(本件聴取記録),②厚生労働省職員が作成した学会関係者の見解 の内容等に関する資料(本件見解状況資料),③学会関係者宛ての電子メール 及びその添付ファイル等(本件メール及び本件添付ファイル等)の開示を請求 したところ,厚生労働大臣が,その一部を開示し,その余については不開示と する旨の決定をしたことから,原告が,その一部の取消しを求める事案である。

第3 争点

本件の争点は、本件不開示部分に記録されている情報が情報公開法所定の不開示 情報に当たるか否かである。

第4 当裁判所の判断

1 本件聴取記録について

本件聴取記録は、検証チームが行った本件被聴取者に対する事情聴取(本件事情聴取)に係る回答内容を被聴取者ごとに回答記録として書面化し、各回答記録をまとめ、冒頭に目次を付した文書である。

(1) 本件聴取記録に含まれる情報が情報公開法 5 条 6 号柱書きに規定する不開 ・ 示情報(事務事業情報)に当たるか否かについて

本件聴取記録に含まれる情報は、本件事情聴取における被聴取者の特定及び被聴取者の回答内容に関する情報であり、本件事情聴取は、社会的関心事の高いイレッサ訴訟問題に関し、厚生労働省が、職務執行の適正さを内部的に調査するため、担当職員やその相手方となった者を対象として、その回答を公表しないことを前提として、任意の協力を求めて行った調査事務である。将来において、本件事情聴取と同種の事務を行うことが必要となることがあることは明らかであるところ、本件聴取記録に含まれる情報を開示するという取扱いが先例として確立すれば、将来、これと同種の公表を予定しない事

情聴取に係る調査事務を行う場合において、調査対象者の任意の協力を得られないおそれや、率直な回答が得られないおそれが生じる。他方、本件聴取記録などに基づく本件調査報告書の内容を勘案すると、情報の開示の必要性は、同種事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれを排斥する程度に強いものとまではいい難い。以上によれば、本件聴取記録に含まれる情報は、情報公開法5条6号柱書きに規定する不開示情報に当たる。

(2) 本件聴取記録に含まれる情報が情報公開法5条6号柱書き及び口に規定する不開示情報(争訟事務情報)に当たるか否かについて

本件聴取記録に含まれる情報は、和解勧告に対して国の関係機関がいかなる検討を行っていたのか、医薬食品局の職員は学会関係者等とどのような接触をしていたのか、接触した学会関係者等は和解勧告に関してどのような意見を有していたのかなどの点に関する具体的な事実関係から成る。これらの情報は、訴訟に係る内部的な対処方針や訴訟活動の準備等に関する情報であるから、「争訟に係る事務に関する情報」に当たる。また、本件処分当時、イレッサ訴訟は控訴審に係属中であったこと、同種訴訟が将来係属する可能性があることに照らせば、本件調査報告書の概括的な記載を超える具体的で詳細な情報が開示され、相手方当事者がこれを入手し利用し得るという状況が生じることになれば、それは、薬害訴訟という事案の特性を勘案してもなお、民事訴訟が立脚する対立当事者間の公平を害するものと評価せざるを得ない。以上によれば、本件聴取記録に含まれる情報は、情報公開法5条6号柱書き及び口に規定する不開示情報に当たる。

(3) 本件聴取記録に含まれる情報が情報公開法5条5号に規定する不開示情報 (意思形成過程情報) に当たるか否かについて

本件聴取記録は、和解勧告に対して国の関係機関間でどのような協議を行っていたのか、医薬食品局の職員は、局議でどのような協議を行っていたのか、接触すべき学会関係者等やその接触結果についてどのような協議を行っ

ていたのかといった情報を含む。これらは、国の機関の内部における審議、 検討又は協議に関する情報に当たる。また、本件調査報告書に記載された概 括的なものを超える具体的で詳細なものが開示されることになれば、爾後、 争訟事務を行うに当たって国の内部で本来行われるべき率直な意見の交換に つき、萎縮的効果が働く蓋然性が高い。以上によれば、本件聴取記録に含ま れる情報は、情報公開法5条5号に規定する不開示情報に当たる。

(4) 本件聴取記録に含まれる情報が、情報公開法 5 条 1 号本文に規定する不開示情報(個人識別情報)に当たり、かつ、同号イ(公にされている情報)又はハ(公務員等の職務遂行情報)に規定する情報に当たらないか否かについて

本件聴取記録に含まれる氏名,役職,所属学会名等は,いずれも個人に関する情報であって,当該情報に含まれる記述等により,あるいは職員録やホームページ等により容易に入手し得る情報と組み合わせることにより,特定の個人を識別することができるものである。また,回答内容等は,氏名等と一体となって,特定の個人を識別する情報を構成している。これらの情報は,情報公開法5条1号本文に規定する不開示情報に当たる。

同号イについて検討するに、本件被聴取者に関する氏名等は、「ガイドブック厚生労働省」又は当該学会等のホームページにより公表されていることがうかがわれるが、これらは、上記のとおり回答内容等と一体となって特定の個人を識別する情報を構成しており、本件事情聴取の対象となったという属性を帯びている。この属性を勘案すると、本件被聴取者に関する氏名等は、慣行として公にされているものとはいえないから、情報公開法5条1号イに規定する情報に当たらない。

さらに、同号ハについて検討するに、上記のとおり、本件被聴取者である 厚生労働省職員の役職等は、回答内容等と一体となっているところ、当該回 答内容は、職務の執行の観点から不適正な行為があったかどうかを判定する ために行われた本件事情聴取に対する応答であって,職員の非違行為の有無 を調査するために回答を求められたものであり,実際にも複数の厚生労働省 職員の矯正措置の処分につながるものであった。そうすると,本件被聴取者 である厚生労働省職員の役職等及びこれと一体をなす回答内容等は,職務の 遂行に係る情報には当たらず,情報公開法5条1号ハに規定する情報に当た らない。

(5) 本件聴取記録に含まれる情報が情報公開法 5 条 2 号イに規定する不開示情報 (法人等情報) に当たるか否かについて

本件聴取記録に含まれる法人等は、医学関係の学会であり、本件被聴取者である学会関係者の氏名、押印、所属する学会名等、役職、回答内容等は、当該学会に所属する者が、本件事情聴取の対象となったことなどに関する情報である。イレッサ訴訟問題については、イレッサ弁護団や各種報道機関等から、「産官学の癒着」、「ヤラセによる和解拒否」、「科学者としての倫理観の欠如」などとする強い批判が、学会等にも向けられている。本件調査において調査の対象となった学会等を特定する情報が開示されると、その真偽にかかわらず、当該学会等が厚生労働省や製薬会社と癒着しているなどという批判を受けるなどして、当該学会等の社会的評価が低下するなどの不利益を被り、当該法人等の権利その他正当な利益を害するおそれがある。したがって、上記の各情報は、情報公開法5条2号イに規定する不開示情報に当たる。

2 本件見解状況資料について

本件見解状況資料は、医薬品局が作成した文書であり、学会等への接触の進 歩状況を更新しながら一覧性のある形式でまとめたものである。

(1) 本件見解状況資料に含まれる情報が情報公開法 5 条 6 号柱書き及び口に規定する不開示情報(争訟事務情報)に当たるか否かについて

本件見解状況資料に含まれる情報は、国が和解勧告を受諾しない旨の回答をするという訴訟活動に至るまでの段階において、医薬食品局の職員が学会

等とどのような接触を行い、接触した学会関係者等から和解勧告に対する見解の公表に関してどのような反応を得ていたのかなどの点に関する具体的な事実関係から成り、医薬食品局の職員は、事態の進展等にあわせてこれを文書にまとめて一体的なものとし、内部的な情報の共有を図っていたものである。これらの情報は、本件聴取記録に含まれる情報と同様に、情報公開法5条6号柱書き及び口に規定する不開示情報に当たる。

(2) 本件見解状況資料に含まれる情報が情報公開法5条5号に規定する不開示情報(意思形成過程情報)に当たるか否かについて

本件見解状況資料に含まれる情報は、国が和解勧告を受諾しない旨の回答をするという訴訟活動に至るまでの段階において、医薬食品局の職員が学会等とどのような接触を行い、又は行おうとし、学会等から見解の公表に関してどのような反応を得ていたのかなどの点に関する具体的な事実関係から成り、医薬食品局の職員は、事態の進展等にあわせてこれを文書にまとめて一体的なものとし、内部的な情報の共有を図っていた。これらの情報は、本件聴取記録に含まれる情報と同様に、情報公開法 5 条 5 号に規定する不開示情報に当たる。

(3) 本件見解状況資料に含まれる情報が、情報公開法5条1号本文に規定する不開示情報(個人識別情報)に当たり、かつ、同号イ(公にされている情報) 又はハ(公務員等の職務遂行情報)に規定する情報に当たらないか否かについて

本件見解状況資料に含まれる姓,役職,団体の名称等は,個人に関する情報であって,当該情報に含まれる記述等により,あるいは職員録等により容易に入手し得る情報と組み合わせることにより,特定の個人を識別することができ,厚生労働省関係者の接触状況・本件和解勧告についての見解公表に係る情報は,姓等と一体となって特定の個人を識別する情報を構成している。これらの情報は、情報公開法5条1号本文に規定する不開示情報に当たる。

同号イについて検討するに、これらの情報に含まれる姓等は、当該団体のホームページや職員録等により公表されていることなどがうかがわれるが、これらの情報は、本件和解勧告を受諾することに慎重であるべきとする見解の表明を要請するに当たり、専門家又は専門家団体と接触し、又は接触することを検討したことや、国から接触され、又は接触することを検討されたことに関する情報と一体となって特定の個人を識別する情報を構成している。この点を勘案すると、これらの情報は、慣行として公にされている情報に当たらず、情報公開法5条1号イに規定する情報に当たらない。

さらに、同号ハについて検討するに、公務員等に該当する個人は、厚生労働省職員による意見収集等の対象となる医学・薬学の専門家として把握されていた者であり、このうち、公務員等としてではなく個人の活動として記録されていた者、実際には厚生労働省職員からの接触を受けていない者、仲介役である者については、当該個人の職務の遂行に係る情報には当たらない。したがって、上記の情報のうち、上記の者に関する部分は、情報公開法5条1号ハに規定する情報に当たらない。

(4) 本件見解状況資料に含まれる情報が情報公開法 5 条 2 号イに規定する不開示情報(法人等情報)に当たるか否かについて

本件見解状況資料に含まれる法人等は、医学関係の学会等であり、これらの情報は、当該学会等に所属している者が、イレッサ訴訟問題に関して厚生 労働省の職員から接触する対象となったことなどに関する情報である。これ らの情報は、本件聴取記録に含まれる情報と同様に、情報公開法 5 条 2 号イ に規定する不開示情報に当たる。

3 本件メール及び本件添付ファイル等

本件メール及び本件添付ファイル等は、いずれも医薬食品局に属する室長(甲室長)が、A学会、B学会及びF学会に対して本件和解勧告に対する具体的な見解を尋ねるとともに、その見解の公表を求める趣旨で、当該学会関係者に宛

てて送信した電子メール及びその添付ファイルを印刷した文書である。

(1) 本件メール及び本件添付ファイル等に含まれる情報が情報公開法 5 条 6 号 柱書き及び口に規定する不開示情報(争訟事務情報)に当たるか否かについて

本件メール及び本件添付ファイル等に含まれる情報は、国が本件和解勧告をめぐって本件和解勧告を受諾することに慎重であるべきとする見解の表明を要請するに当たり、厚生労働省の職員がどのような学会関係者に対してどのような内容の依頼をしたのか、その際にどのような専門家等の見解を参考資料として添付したのかという事実関係に関するものである。これの情報は、本件聴取記録に含まれる情報と同様に、情報公開法5条6号柱書き及び口に規定する不開示情報に当たる。

(2) 本件メール及び本件添付ファイル等に含まれる情報が情報公開法 5 条 5 号に規定する不開示情報 (意思形成過程情報) に当たるか否かについて

本件メール及び本件添付ファイル等に含まれる情報は、国が本件和解勧告をめぐって本件和解勧告を受諾することに慎重であるべきとする見解の表明を要請するに当たり、厚生労働省の職員がどのような学会関係者に対してどのような依頼をしたのかという事実関係に関するものであり、このような情報は、国の機関の意思形成過程の各段階における検討の結果を反映し、かつ、その後に続く検討の資料ともなるものとして、国の機関等の内部における検討等に関する情報に当たる。そして、このような情報を開示することにより、今後行われることのあるべき同種の検討等のための資料の収集に支障を生じ、ひいては国の機関の内部における率直な意見の交換又は意思決定の中立性等が不当に損なわれるおそれがあるから、情報公開法5条5号に規定する不開示情報に当たる。

(3) 本件メール及び本件添付ファイル等に含まれる情報が、情報公開法5条1 号本文に規定する不開示情報(個人識別情報)に当たり、かつ、同号イ(公

にされている情報) に規定する情報に当たらないか否かについて

本件メール及び本件添付ファイル等に含まれる氏名,役職,団体等の名称等は,個人に関する情報であって,当該情報に含まれる記述等により,あるいはホームページ等により容易に入手し得る情報と組み合わせることにより,特定の個人を識別することができ,情報公開法5条1号本文に規定する不開示情報に当たる。

同号イについて検討するに、これらの情報に含まれる氏名等は、「ガイドブック厚生労働省」又は当該学会等のホームページにより公表されていることがうかがわれるが、これらの情報は、国が本件和解勧告を受諾することに慎重であるべきとする見解の表明を要請するに当たり、厚生労働省の職員が学会関係者に対してどのような依頼をしたのかに関する情報と一体となって特定の個人を識別する情報を構成している。この点を勘案すると、これらの情報は、慣行として公にされている情報に当たらず、情報公開法5条1号イに規定する情報に当たらない。

(4) 本件メール及び本件添付ファイル等に含まれる情報が情報公開法 5 条 2 号 イに規定する不開示情報(法人等情報)に当たるか否かについて

本件メール及び本件添付ファイル等に含まれる法人等は、医学関係の学会であり、これらの情報は、国が本件和解勧告を受諾することに慎重であるべきとする見解の表明を要請するに当たり、当該学会に所属している者に対して、どのような団体の見解を添付して見解の表明を依頼をしたのかという事実関係に関するものである。これらの情報は、本件聴取記録に含まれる情報と同様に、情報公開法5条2号イに規定する不開示情報に当たる。

ただし、本件添付ファイルの一つは、本件メールが送付される以前の段階 で既に公表されて一般人でも入手可能な見解であったことがうかがわれ、ま た、当該添付ファイルに含まれる法人等が、イレッサ訴訟問題に関し、国か らの接触を受けていたことが直ちに示唆されるとまではいえないことからす ると、開示したとしても、当該団体等の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められないから、情報公開法 5 条 2 号イに規定する不開示情報に当たるとは認められない。もっとも、当該添付ファイルに含まれる情報が情報公開法 5 条 6 号柱書き及び口並びに 5 号に規定する不開示情報に当たることは、上記のとおりである。

4 以上によれば、本件処分は適法である。